

長崎市告示第572号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第6号の規定により指定居宅サービス事業者及び第1号事業の指定事業者から廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び長崎市地域支援事業実施規則（平成18年長崎市規則第49号）第20条第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月10日

長崎市長 鈴木史朗

	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	サービスの種類
1	介護福祉タクシー 愛 合同会社	訪問介護 愛 長崎市以下宿町2885番地	令和8年 6月30日	訪問介護
2	株式会社ハートク リエイト	ヘルパーステーション ハート ぽっぽ 長崎市恵美須町4番2号	令和8年 9月1日	訪問介護・介護予防訪 問介護相当サービス